

## ショートステイ啄木鳥 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人正和会が開設するショートステイ啄木鳥（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の適正な運営を行うために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護等サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
  - 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 4 事業所は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、利用者が地域において希望するサービス提供を受けられることができるよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ啄木鳥
- (2) 所在地 秋田県潟上市天王字棒沼台247番1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定短期入所生活介護等の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
  - (4) 看護職員 3名以上  
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。
  - (5) 介護職員 20名以上  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
  - (6) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
  - (7) 栄養士 1名  
利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員数は、60名とする。

(事業の内容)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄等の介護
- (3) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康・栄養管理
- (6) 相談、援助
- (7) 送迎

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護等を利用した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 前項の他、次に掲げる利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) その他指定短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項で掲げた費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、潟上市、秋田市、南秋田郡、男鹿市、三種町とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷、暴力行為等、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定短期入所生活介護等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成するとともに防火管理者を設置し、非常災害対策を実施する。

- (1) 防火管理者には、管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年3回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……………年3回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービスの提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者及び家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の服務規律)

第17条 従業者は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の研修)

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務条件)

第19条 従業者の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人正和会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第20条 従業者は、事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(就業環境の確保)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理及び事故処理の対応については、事業所内に掲示する。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 4 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 5 事業所は、利用者又はその家族からの求めに応じ、介護及び看護に関する記録の開示を行うものとする。
- 6 事業所は、利用者又はその家族からの求めに応じ、事業計画・財務内容等を閲覧できるものとする。

(規程の補足)

第23条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正和会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成24年2月1日より施行する。

平成26年4月1日	一部改訂	平成27年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂	平成30年4月1日	一部改訂
令和3年4月1日	一部改訂	令和5年12月1日	一部改訂
令和6年4月1日	一部改訂		